議案第90号

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月14日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

教育長の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和32年条例第 2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の210」を「100分の215」に 改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(令和6年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和6年3月に支給する期末手当については、改正後の第3条 第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」とす る。

旧

第1条及び第2条 略

(その他の給与)

第3条 略

2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の 月額及び給料と地域手当の月額に次条ただ し書の割合を乗じて得た額の合計額に3月 に支給する場合においては100分の25、6月 に支給する場合においては100分の215、12 月に支給する場合においては100分の215を 乗じて得た額とする。

新

第4条から第6条 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。(令和6年3月に支給する期末手当に関する 特例措置)
- 2 令和6年3月に支給する期末手当について は、改正後の第3条第2項中「100分の25」と あるのは「100分の35」とする。

第1条及び第2条 略

(その他の給与)

第3条 略

2 期末手当の額は、給料の月額、地域手当の 月額及び給料と地域手当の月額に次条ただ し書の割合を乗じて得た額の合計額に3月 に支給する場合においては100分の25、6月 に支給する場合においては100分の210、12 月に支給する場合においては100分の210を 乗じて得た額とする。

第4条から第6条 略